

廃 対 第 1 3 号
令和6年5月21日

関係機関（団体）の長
各市町村廃棄物行政担当部局長
各土木事務所長 } 殿

奈良県環境森林部
廃棄物対策課長

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の周知について（依頼）

平素は、産業廃棄物対策行政について、御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記の件について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の規定に基づき、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならないものとされているとともに、同条第7項の規定に基づき、当該管理票に関する報告書を作成し、これを県知事あて提出しなければならないとされています。

つきましては、下記について産業廃棄物を排出した事業者あて周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象者 産業廃棄物を生ずる事業場が奈良県内（奈良市を除く）にあり、マニフェストを交付した事業者
※電子マニフェスト利用分については報告不要
- 2 提出物 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和5年度）
※報告様式・記入例については下記の廃棄物対策課ホームページに掲載
- 3 提出期限 令和6年7月1日（月）
- 4 提出先 奈良県景観・環境総合センター
※産業廃棄物を生ずる事業場[※]が奈良市内の場合は、奈良市廃棄物対策課へ提出
(注) 産業廃棄物を生ずる事業場とは、事業活動に伴い産業廃棄物を発生する工場や医療機関等の事業場を指し、二次マニフェストを交付する中間処理施設も該当します。なお、建設業においては、建設工事、解体工事、改修工事等を行う場所が該当します。
- 5 提出方法 ①Eメールによる提出（宛先：sanpai@office.pref.nara.lg.jp）
※Eメールの件名を「マニフェスト状況報告（令和5年度）の提出」とし、ファイル名を「*****（提出年月日）マニフェスト状況報告●●会社」としてExcelファイルで送付
②電子申請システムe古都ならによる提出
（e古都なら：<https://www.egov-nara.jp/e-kotonara/>）
③紙面による提出（郵送可）
※受付印押印の控えが必要な場合は、正副2部（副本は複写可）と切手を貼った返信用封筒を郵送

報告様式・記入例のダウンロードは [こちらから](https://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12644)
<https://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12644>



【提出先】
〒633-0062 桜井市粟殿1000
奈良県景観・環境総合センター 審査係
電話：0744-47-3805
【問合せ先】
〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県環境森林部 廃棄物対策課
産業廃棄物第一係 電話：0742-27-7022
E-mail：sanpai@office.pref.nara.lg.jp

奈良県知事 殿

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (年度)

年 月 日

報告者

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

メールアドレス

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、

年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業 種							
事業場の所在地		電話番号							
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめ上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごと運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

【記入例】

奈良県知事 殿

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和●●年度）

令和●●年●●月●●日

管理票の交付者を記載します。

報告者

手引き(1) 報告書の対象年度を記載します。

住所 奈良市登大路町30
氏名 株式会社●●建設 代表取締役 奈良 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

押印は不要です。

電話番号 0742-27-8747

連絡用の電話番号、メールアドレスを記入します。

メールアドレス ●●●●●●●●.jp

手引き(3) 日本標準産業大・中分類一覧より選択して記入します。

手引き(8) 産業廃棄物の運搬先を記入します。

手引き(7)(9) 直接、処理契約をしている事業者名を記入します。令和●●年度の産業廃棄物処理票に関する取口書で提出します。

手引き(5) 産業廃棄物の種類を記載します。同じ種類でも、処理業者が異なる場合はそれぞれ分けて記入します。

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和●●年度の産業廃棄物処理票に関する取口書で提出します。

事業場の番号	事業場の名称	所在地	株式会社	管理票の交付枚数	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	運搬受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	業種	電話番号
1	廃プラスチック類	五條市●●町●●	●●●●●●	1	株式会社●●産廃運送	奈良県大和郡山	2900000000	●●環境保全有限公司	奈良県吉野郡下市町新庄●●	総合工事業	●●●●●●●●●●●●●●●●●●
2	がれき類			15	有限会社●●産廃運送	奈良県桜井市	2910000000	●●環境保全株式会社			
3	廃油			1	●●産廃運送株式会社	奈良県大和高田市	2910000000				
4					●●運送株式会社	奈良県生駒市	2900000000	●●環境保全株式会社			

手引き(10) 「運搬先の住所」と同一の場合は、記入不要です。(通常は記入不要)

- 備考
- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
 - 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場として記入すること。
 - 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
 - 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
 - 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有物を含む産業廃棄物、水銀使用済電池等を含む産業廃棄物、水銀使用済電池等を含む産業廃棄物の種類を「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載すること。
 - 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合は記入する必要はないこと。
 - 区間を区切って運搬を委託した場合は再委託者又は再受託者については記入すること。

手引き(8) 積替え保管を行っている場合の記入方法です。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の記入手続き

（1）報告者（報告書提出対象者）

- 産業廃棄物を生ずる事業場^(注)が奈良県内（奈良市を除く）にあり、マニフェストを交付した事業者には報告書の作成及び提出の義務があるため、奈良県知事あてに報告してください。産業廃棄物を生ずる事業場が奈良市内の場合、奈良市長（奈良市廃棄物対策課）あてに報告してください。

(注) 産業廃棄物を生ずる事業場とは、事業活動に伴い産業廃棄物を発生する工場や医療機関等の事業場を指し、二次マニフェストを交付する中間処理施設も該当します。なお、建設業においては、建設工事、解体工事、改修工事等を行う場所が該当します。

- 報告内容は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況です。
- 当該期間中にマニフェストを交付していない場合は、報告不要です。
- 電子マニフェスト利用分は、報告不要です。

（2）事業場の名称

- 支社、支店、営業所等、排出事業所単位での名称を記入してください。
- 建設工事及び解体工事については、現場を管轄する支社、支店、営業所等の単位でまとめてください。

（3）業種 ※別紙1参照

- 日本標準産業大・中分類一覧より選択してください。
- 複数の業種を営む場合は、主要業種で報告してください。（業種ごとに分けても可）
- 漢字記入欄は、日本標準産業分類の中分類を記入してください。

（4）事業場の所在地

- 産業廃棄物を生ずる事業場が奈良市内の場合は、奈良市廃棄物対策課へ報告書を提出することとなりますので、御注意ください。

（5）産業廃棄物の種類 ※別紙2参照

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条に規定する産業廃棄物の種類を記入してください。
- 同種類の産業廃棄物で収集運搬業者と処分業者が異なる場合は、別行に分けて記入してください。
- 同施行令第2条の4に規定された特別管理産業廃棄物の場合は、その旨を記入し、通常の産業廃棄物と分けて、別行で記入してください。
- 石綿含有産業廃棄物又は水銀含有ばいじんの場合は、その旨を記入し、産業廃棄物の種類ごとに別行に分けて記入してください。

(6) 排出量 (単位: t) ※別紙3参照

- ・排出する際に体積表示としていた場合、別添の換算表を参考に重量表示に換算してください。

(7) 管理票の交付枚数

- ・産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の交付枚数を記載してください。

(8) 運搬受託者の許可番号/運搬受託者の氏名又は名称

- ・許可番号は、奈良県の許可番号又は固有番号下6桁を記入してください。
- ・産業廃棄物の排出事業者 (報告者) が直接処理契約を締結した収集運搬業者名を記入してください (産業廃棄物処理委託契約書に記載の収集運搬業者名)。

(9) 運搬先の住所

- ・運搬先の住所は、委託契約書に記載された処分場所を記入してください。
- ・運搬について、区間委任した場合は処理ルートごとに別行に分けて記入してください。

(積替え保管場所と処分場は別行に記載)

(10) 処分受託者の許可番号/処分受託者の氏名又は名称

- ・許可番号は、基本的に奈良県の許可番号を記入してください。
(固有番号下6桁の記入のみでも可)
- ・産業廃棄物の排出事業者 (報告者) が直接処理契約を締結した処分業者名を記入してください (産業廃棄物処理委託契約書に記載の処分業者名)。

(11) 処分場所の住所

- ・産業廃棄物の排出事業者 (報告者) から排出された産業廃棄物が最初に処分された場所を記入してください。

(例) 中間処理を経て最終処分した場合は、中間処理場の住所を記入。

最終処分場へ直送し埋立処分した場合は、最終処分場の住所を記入。

- ・運搬先の住所と処分場所の住所が同一の場合、省略可。

(12) 排出者 (報告者) が自身で運搬した場合の記入方法

- ・産業廃棄物の排出事業者 (報告者) が自ら運搬し、処分のみを処分業者に委託した場合は、運搬受託者氏名欄に自己運搬と記入し、運搬先の住所欄に処分場の住所を記入してください。

日本標準産業大・中分類一覧(平成25年10月改訂版)

大分類	中分類
A 農業、林業	01 農業 02 林業
B 漁業	03 漁業(水産養殖業を除く) 04 水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業(設備工事業を除く) 08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業(家具を除く) 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業
G 情報通信業	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業(信書便事業を含む)

I 卸売業・小売業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
J 金融業・保険業	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O 教育、学習支援業	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
P 医療、福祉	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	86 郵便局 87 協同組合（他に分類されないもの）
R サービス業（他に分類されないもの）	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業 96 外国公務
S 公務（他に分類されるものを除く）	97 国家公務 98 地方公務
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業

【注】公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱う。

別紙 2

廃棄物等分類表(その1)

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物等は、2. 特別管理産業廃棄物の分類表をご参照ください。

1. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

分類番号	産業廃棄物の種類	具 体 例
010	燃え殻	焼 却 灰 灰かす、石炭がら、廃棄物焼却灰、炉清掃掃出物、コークス灰、重油燃焼灰等
262		水銀含有ばいじん等
020	汚泥(泥状のもの)	有 機 性 汚 泥 製紙スラッジ、ビルビット汚泥(し尿の混入しているものを除く)、洗毛汚泥、消化汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、糊かす、うるしかす等
		下 水 汚 泥
		無 機 性 汚 泥 中和沈でん汚泥、凝集沈でん汚泥、めっき汚泥、砕石スラッジ、キラ、カーバイドかす、石炭かす、ソーダ灰かす、ボンデかす、塩水マッド、廃ソルト、不良セメント、不養生コンクリート、廃触媒、タルクかす、袖薬かす、活性炭かす、各種スカム(油性スカムを除く)、廃脱硫剤、ニカワかす、脱硫いおう、ガラス・タイル研磨かす、パフくす、廃サンドプラスト(塗料かすを含むものに限る)、スケール、スライム残さ、排煙脱硫石こう、赤泥、転写紙かす等
		建設汚泥(残土を除く) 建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥等
263	上 水 汚 泥	
030	廃油	一 般 廃 油 潤滑油系廃油(スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、焼入油、タービン油、マシン油、エンジン油、グリース等)、切削油系廃油(水溶性、不水溶性)、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油(灯油、軽油、重油等)等
		銻 物 性 油
		動 植 物 性 油 魚油、鯨油、なたね油、やし油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛脂等
		廃 溶 剤 廃溶剤類(シンナー、ベンゼン、トルエン、トリクロロエチレン、パークロロエチレン、アルコール等)
		固 形 油 タールピッチ類(タールピッチ、アスファルト、ワックス、ろう、パラフィン等)等
油 で い 洗車スラッジ(廃油と汚泥の混合物)、タンクスラッジ、油性スカム等		
040	廃酸	無機廃酸(硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、スルファミン酸、ホウ酸等)、有機廃酸(干酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸等)、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液(漂白浸せき工程、染色工程)、クロメート廃液等
264		水銀含有ばいじん等
050	廃アルカリ	洗びん用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカリ性めっき廃液、金属石けん廃液、廃ソーダ液、フロマイト廃液、アンモニア廃液、染色廃液(精錬工程、シルケット工程)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、か性ソーダ廃液、硫化ソーダ廃液、けい酸ソーダ廃液、か性カリ廃液等
		265
060	廃プラスチック類	F R P
		熱可塑性プラスチック
		熱硬化性樹脂
		プラスチック製品くず 廃ベークライト(プリント基板等)、各種合成樹脂系包装材料のくず、廃スチロール(発泡スチロールを含む)、廃農業用フィルム、廃写真フィルム、廃合成建材(タイル、断熱材、合成木材、防音材等)、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、塗料かす、接着剤かす等
		合 成 ゴ ム ライニングくす等
		合 成 織 維 合成繊維くず(ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む)等
243	石綿含有産業廃棄物(非飛散性)	
070	紙くず※1	紙 く ず 印刷くす、製本くす、裁断くす、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くす等
080	木くず※2	木 く ず 建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材(工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む)、木材、木製品製造業等関係の廃木材、おがくす、パーク類、梱包材くす、板さげ、廃チップ、物品賃貸業に係る廃木製家具類等
		パ レ ッ ト 貨物の流通に係る木製パレット
090	繊維くず※3	織 維 く ず 畳、じゅうたん、木綿くす、羊毛くす、麻くす、糸くす、布くす、綿くす、不良くす、落ち毛、みじん、くすまゆ、レーヨンくす等、建設現場から排出される繊維くす、ロープ等
100	動植物性残さ※4	動 物 性 残 さ 魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ、瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら、羽毛等
		植 物 性 残 さ ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くす、葉草かす、油かす等

※印の種類は、特定の事業活動に伴うものです。

※1.紙くず

①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、②バルブ、紙又は紙加工品製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る)に係るもの、③出版業(印刷出版を行うものに限る)に係るもの、④製本業及び印刷物加工業に係るもの、⑤PCBが塗布され、又は染み込んだもの

※2.木くず

①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、②木材又は木製品製造業(家具の製造業を含む)に係るもの、③バルブ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、④貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した二重包用の木材を含む)、⑤PCBが染み込んだもの

※3.繊維くず

①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、②繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に係る天然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック類)、③PCBが染み込んだもの

※4.動植物性残さ

①食品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(魚市場、飲食店等から排出される動物性残さ又は厨芥類は事業活動に伴って生じた一般廃棄物)

廃棄物等分類表(その2)

分類番号	産業廃棄物の種類	具 体 例	
110	ゴ ム く ず (天然ゴムくず)	ゴ ム く ず (天然ゴムくず) 切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引布くず(廃タイヤは合成ゴムなので廃プラスチック類)等	
120	金 属 く ず	鉄 く ず 鉄くず、鉄粉、ブリキ・トタンくず等 非 鉄 金 属 く ず 鉛管くず、銅線くず等	
130	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガ ラ ス く ず	板ガラスくず、アンプルロス、破損ガラス、ガラス粉、カレットくず、廃空ビン類、ガラス繊維くず等
		陶 磁 器 く ず	土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、レンガくず、断熱レンガくず、せっこう型、レンガ破片、瓦破片等
		コンクリート製品くず(がれき類を除く)	製造過程等で生じるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず等
		石 膏 ボ ー ド	せっこうボード
242	石綿含有産業廃棄物(非飛散性)		
140	鉍 さ い	廃 砂	鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂(塗料かす等を含むものを除く)等
		炉 さ い	キューボラ溶鉱炉のノロ、ドロス・カラミ・スパイス、高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい(スラグ)等
		鉍 さ い 類	不良鉍石、粉炭かす、鉍じん等
266	水銀含有ばいじん等		
150	が れ き 類 【工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物】	コンクリート片	コンクリート破片
		廃アスファルト	アスファルト破片
244	石綿含有産業廃棄物(非飛散性)	レンガ破片、その他これに類する各種廃材等	
160	動物のふん尿※6	動 物 の ふ ん 尿	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うすら、七めん鳥、兎及び毛皮獣等のふん尿等
170	動物の死体※7	動 物 の 死 体	同上の家畜の死体
180	ばいじん	ば い じ ん	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
261		水銀含有ばいじん等	
190	処分するために処理した物(13号廃棄物)	処 分 す る た め に 処 理 し た 物 (13号廃棄物)	有害汚泥のコンクリート固形物等
200	建設混合廃棄物	建設混合廃棄物	
210	安定型混合廃棄物	安定型混合廃棄物	
220	管理型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	
230	シュレッダーダスト	シュレッダーダスト	
250	水銀使用製品産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	蛍光灯、水銀体温計、水銀式血圧計等
300	そ の 他	廃 自 動 車	廃自動車、廃二輪車
310		廃電気機械器具(家電リサイクル以外)	
350		廃電池類	鉛蓄電池、乾電池
400	動物系固形不要物※6	動 物 系 固 形 不 要 物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥

※印の種類は、特定の事業活動に伴うものです。

※5動物系固形不要物 と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物

※6動物のふん尿 畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿

※7動物の死体 畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体

2. 特別管理産業廃棄物

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物等は特別管理産業廃棄物として分類されます。

7000	特別管理産業廃棄物	廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)		
7010			基準値を超える有害物質を含むもの	
7100				
7110		廃酸(pHが2.0以下の廃酸)	基準値を超える有害物質を含むもの	
7200				
7210		廃アルカリ(pHが12.5以上の廃アルカリ)	基準値を超える有害物質を含むもの	
7300		感染性産業廃棄物		
7411		特定有害産業廃棄物	廃PCB等	
7412			PCB汚染物	
7413			PCB処理物	
7440			廃水銀等	処分するために処理したものを含む
7421			廃石綿等(飛散性)	
7422			指定地下汚泥	
7423			鉍さい	基準値を超える有害物質を含むもの
7424			燃え殻	基準値を超える有害物質を含むもの
7425	廃油		基準値を超える有害物質を含むもの	
7426	汚泥		基準値を超える有害物質を含むもの	
7427	廃酸		基準値を超える有害物質を含むもの	
7428	廃アルカリ		基準値を超える有害物質を含むもの	
7429	ばいじん		基準値を超える有害物質を含むもの	
7430	処分するために処理したもの		基準値を超える有害物質を含むもの	

(別紙3)

産業廃棄物の体積から重量への換算表 (参考値)

	産業廃棄物の種類	換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック類	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1.00
15	鋳さい	1.93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30
25	廃水銀等（処分するために処理したものを含む）	13.57

【注1】 上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/m³）。

【注2】 この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

【注3】 特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物、廃石綿等及び廃水銀等以外については、それぞれ1～19に該当する品目の換算係数に準拠。

【注4】 「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

産業廃棄物の処理を委託されている皆様へ

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出について

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付者は、毎年6月30日までに、前年度の1年間に交付したマニフェストに関して、排出事業場毎に「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を作成し、都道府県知事（政令市又は中核市にあっては市長）に提出しなければなりません。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）とは

産業廃棄物の処分を委託する際、産業廃棄物の排出、収集運搬、処分の各段階で排出事業者、収集運搬業者、処分業者が産業廃棄物の受け渡しを確認するための伝票で、排出事業者に交付の義務があります（廃棄物処理法第12条の3第1項）。



マニフェストを交付した排出事業者は、交付枚数や排出量の多少に関わらず、1年間の交付状況を取りまとめ、都道府県知事（政令市又は中核市にあっては市長）に報告しなければなりません（廃棄物処理法第12条の3第7項）。

奈良県知事あて報告対象者

産業廃棄物を生ずる事業場が奈良県内（奈良市を除く）にあり、マニフェストを交付した事業者

※電子マニフェストの利用分についての報告は不要

電子マニフェストについては、JWNET（（公財）日本産業廃棄物処理振興センター運営）をご覧ください。

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/top.html>

報告内容

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間におけるマニフェストの交付状況

提出期限

令和6年7月1日（月）

提出先

〒633-0062 桜井市薬殿^{（註）}1000

奈良県景観・環境総合センター 電話：0744-47-3805

※産業廃棄物を生ずる事業場^{（註）}が奈良市内の場合は、提出先及び問合せ先が奈良市廃棄物対策課（電話：0742-71-3001）ですので、御注意ください。

（注）産業廃棄物を生ずる事業場とは、事業活動に伴い産業廃棄物を発生する工場や医療機関等の事業場を指し、二次マニフェストを交付する中間処理施設も該当します。なお、建設業においては、建設工事、解体工事、改修工事を行う場所が該当します。

提出方法

次のいずれかの方法

- ・Eメール（宛先：sanpai@office.pref.nara.lg.jp）
- ・電子申請システムe古都なら（<https://www.egov-nara.jp/e-kotonara/>）
- ・紙面（郵送可）※受付印押印の控えが必要な場合は、正副2部（副本は複写可）と切手を貼った返信用封筒を郵送

問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県環境森林部 廃棄物対策課 産業廃棄物第一係 電話：0742-27-7022

報告様式、記入の手引き、記入例等については、下記の奈良県廃棄物対策課ホームページに掲載していますので、報告書作成等の際に御活用ください。

<https://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12644>

（e古都ならによる電子申請もこのページから御利用できます）



連絡用メールアドレスの記載について

- 産業廃棄物管理票交付等状況報告書、(特別管理)産業廃棄物処理計画書、(特別管理)産業廃棄物処理計画実施状況報告書については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、毎年6月30日までに報告や提出が義務づけられていますが、奈良県廃棄物対策課では、予め事業者等あて通知を送付しているところですが、令和7年度以降の県から事業者等あて通知の方法については、従来の書面の郵送による通知に代わり、基本的に電子メールにより通知を行う予定です。
- つきましては、令和6年度の各報告書等の様式にメールアドレスの記載欄を設けましたので、令和7年度以降、奈良県廃棄物対策課からの電子メールによる通知を受信できるよう、連絡用メールアドレスの記載をお願いします。

(例) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書のメールアドレス記載欄

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (年度)									
奈良県知事 殿	年 月 日								
報告者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 メールアドレス									
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。									
事業場の名称	業 種								
事業場の所在地	電話番号								
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運輸委託者の 許可番号	運輸受託者の 氏名又は名称	運輸先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									
備考									
1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。 2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。 5 運輸又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。 6 処分場所の住所は、運輸先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。 7 区画を区切って運輸を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区画ごと運輸受託者又は再受託者についてすべて記入すること。									